

ショートステイ のぞみの苑（介護保険の負担割合が1割の場合）

利用料金・従来型個室（介護保険適用時・1日あたり）

介護度	段階	介護保険 自己負担額	居住費 (日額)	食費				食費負担限度額 (日額)	自己負担額 合計	その他サービス 送迎加算
				朝食	昼食	夕食	(日額)			
要支援1	第1段階	473円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,093円	片道 184円
	第2段階		420円					600円	1,493円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,293円	
	第3段階②		820円					1,300円	2,593円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,089円	
要支援2	第1段階	583円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,203円	
	第2段階		420円					600円	1,603円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,403円	
	第3段階②		820円					1,300円	2,703円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,199円	
要介護度1	第1段階	675円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,295円	
	第2段階		420円					600円	1,695円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,495円	
	第3段階②		820円					1,300円	2,795円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,291円	
要介護度2	第1段階	744円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,364円	
	第2段階		420円					600円	1,764円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,564円	
	第3段階②		820円					1,300円	2,864円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,360円	
要介護度3	第1段階	817円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,437円	
	第2段階		420円					600円	1,837円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,637円	
	第3段階②		820円					1,300円	2,937円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,433円	
要介護度4	第1段階	887円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,507円	
	第2段階		420円					600円	1,907円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,707円	
	第3段階②		820円					1,300円	3,007円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,503円	
要介護度5	第1段階	956円	320円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,576円	
	第2段階		420円					600円	1,976円	
	第3段階①		820円					1,000円	2,776円	
	第3段階②		820円					1,300円	3,076円	
	第4段階		1,171円					1,445円	3,572円	

① 上記金額自己負担額は、令和6年4月1日からのものです。

② 介護保険自己負担額には、看護体制加算（Ⅲ）12円、看護体制加算（Ⅳ）23円、夜勤職員配置加算15円、サービス提供体制加算（Ⅰ）22円がそれぞれに含まれております。（要支援1・2については、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円のみ含まれております）

③ 65歳以上の方で、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の負担割合が1割となります。
 (1) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円未満の方。（年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方）
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。
 (2) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方。
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。

④ 居住費・食費については、所得に応じて利用料金が異なります。

令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別となりました。また、第3段階が①と②に細分化され食事の負担額が一部変更となりました。

- 第1段階 市町村住民税非課税世帯の生活保護受給者または高齢福祉年金受給者の方で、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
- 第2段階 市町村住民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、預貯金等が単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方
- 第3段階① 市町村住民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、預貯金等が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方
- 第3段階② 市町村住民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、預貯金等が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方
- 第4段階 市町村住民税課税世帯（配偶者が市町村住民税課税の場合も含む）又は預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）を超える方等。

食費につきましては、平成25年9月1日より提供した食事に対しての利用料金がかかります。

また、従前どおり負担限度額認定証に記載されている額が利用料金の上限となります。

※上記以外にも療養食加算8円/1食、介護職員処遇改善加算（1ヶ月）介護保険総額の8.3%、介護職員等特定処遇改善加算（1ヶ月）介護保険総額の2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅰ）介護保険総額1.6%（1ヶ月）、連続31日以上減算30円/1日など、その他必要な経費もございます。詳細はお問い合わせ下さい。

ショートステイ のぞみの苑（介護保険の負担割合が1割の場合）

利用料金・従来型多床室（介護保険適用時・1日あたり）

介護度	段階	介護保険 自己負担額	居住費 (日額)	食費				食費負担限度額 (日額)	自己負担額 合計	その他サービス 送迎加算
				朝食	昼食	夕食	(日額)			
要支援1	第1段階	473円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	773円	片道 184円
	第2段階		370円					600円	1,443円	
	第3段階①		370円					1,000円	1,843円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,143円	
	第4段階		855円					1,445円	2,773円	
要支援2	第1段階	583円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	883円	
	第2段階		370円					600円	1,553円	
	第3段階①		370円					1,000円	1,953円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,253円	
	第4段階		855円					1,445円	2,883円	
要介護度1	第1段階	675円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	975円	
	第2段階		370円					600円	1,645円	
	第3段階①		370円					1,000円	2,045円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,345円	
	第4段階		855円					1,445円	2,975円	
要介護度2	第1段階	744円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,044円	
	第2段階		370円					600円	1,714円	
	第3段階①		370円					1,000円	2,114円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,414円	
	第4段階		855円					1,445円	3,044円	
要介護度3	第1段階	817円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,117円	
	第2段階		370円					600円	1,787円	
	第3段階①		370円					1,000円	2,187円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,487円	
	第4段階		855円					1,445円	3,117円	
要介護度4	第1段階	887円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,187円	
	第2段階		370円					600円	1,857円	
	第3段階①		370円					1,000円	2,257円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,557円	
	第4段階		855円					1,445円	3,187円	
要介護度5	第1段階	956円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,256円	
	第2段階		370円					600円	1,926円	
	第3段階①		370円					1,000円	2,326円	
	第3段階②		370円					1,300円	2,626円	
	第4段階		855円					1,445円	3,256円	

① 上記金額自己負担額は、令和6年4月1日からのものです。

② 介護保険自己負担額には、看護体制加算（Ⅲ）12円、看護体制加算（Ⅳ）23円、夜勤職員配置加算15円、サービス提供体制加算（Ⅰ）22円がそれぞれに含まれております。（要支援1・2については、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円のみ含まれております）

③ 65歳以上の方で、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の負担割合が1割となります。
 (1) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円未満の方。（年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方）
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。
 (2) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方。
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。

④ 居住費・食費については、所得に応じて利用料金が異なります。

令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別となりました。また、第3段階が①と②に細分化され食事の負担額が一部変更となりました。

- 第1段階 市町村民税非課税世帯の生活保護受給者または高齢福祉年金受給者の方で、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
- 第2段階 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、預貯金等が単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方
- 第3段階① 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、預貯金等が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方
- 第3段階② 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、預貯金等が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方
- 第4段階 市町村民税課税世帯（配偶者が市町村民税課税の場合も含む）又は預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）を超える方等。

食費につきましては、平成25年9月1日より提供した食事に対しての利用料金がかかります。

また、従前どおり負担限度額認定証に記載されている額が利用料金の上限となります。

※上記以外にも療養食加算8円/1食、介護職員処遇改善加算（1ヶ月）介護保険総額の8.3%、介護職員等特定処遇改善加算（1ヶ月）介護保険総額の2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算（Ⅰ）介護保険総額1.6%（1ヶ月）、連続31日以上減算30円/1日など、その他必要な経費もございます。詳細はお問い合わせ下さい。